

社会福祉法人五常会

公益通報者保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理

(受付責任者)

第2条 通報または相談を行う職員等（以下「通報者」という。）の通報や相談を受け付ける窓口として、公益通報受付責任者（以下「責任者」という。）を置く。

2 責任者は当法人の監事とする。

3 理事長は、通報者の対象となる職員等に対し、責任者の氏名、役職名、連絡先をホームページ等により明示しなければならない。

(通報者及び相談者の範囲)

第3条 通報者は、当法人の職員、ボランティア等及び当法人の取引事業者の関係者とする。

(通報の方法)

第4条 通報窓口の利用方法は電話、電子メール、書面、面会とする。

(事案の報告)

第5条 通報事案を受け付けた責任者は、すみやかに法人本部へ報告する。

(公益通報対応委員会)

第6条 報告を受けた法人本部は、法令違反に該当するかの確認を行い、事実関係を調査し是正措置を策定するため、公益通報対応委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会の委員は若干名とし、責任者のほか理事長が指名する委員で構成する。

- 3 委員会の委員長は原則として法人本部内部監査部長とする。
- 4 委員会は調査する内容によって、関連する部署および他の部署から調査員を指名し調査チームを設置することができる。
- 5 委員長は通報事案の処理の経過について理事長に報告する。

(調査)

第7条 通報された事項に関する事実関係の調査は関係拠点において行うものとし、通報案件管理台帳により処理するものとする。

(協力義務)

第8条 各部署は通報された内容の事実関係の調査に際して、協力を求められた場合には、調査を行う者に協力しなければならない。

(是正措置)

第9条 不正行為が明らかになった場合には、法人は速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

- 2 重大な法令違反事案については、法人はすみやかに調査結果及び是正措置、再発防止策を所轄庁に報告しなければならない。

(処分)

第10条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、法人は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第11条 法人は、通報者が相談又は通報したことを理由として通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

- 2 法人は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。
- 3 法人は、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる。

(個人情報保護)

第12条 法人及びこの規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。法人は正当な理由なく個人情報を開示したのに対し、就業規則に従って、処分を課することができる。

(通知)

第13条 法人は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通知されたものをいう）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正目的による通報)

第14条 職員等は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報、その他の不正の目的で通報を行ってはならない。法人はそのような通報を行った者に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第15条 相談又は通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）及び責任者を含む当該案件に携わった者は、この規程に準じて誠実に対応するように勤めなければならない。

(補則)

第16条 この規程のほか、公益通報保護に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この規程は、平成31年4月1日より施行する。